

# 平成28年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

平成29年7月21日（金）  
鹿児島県環境林務部環境保全課  
大気係（099-286-2627）

大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質（21物質）に係るモニタリング調査結果については、次のとおりである。

県内6地点で調査した結果、環境基準が設定されている4物質など、全て基準値を達成した。

## 1 測定方法

### (1) 対象物質

区 分	物 質 名
環境基準設定物質 （4物質）	ベンゼン，トリクロロエチレン， テトラクロロエチレン，ジクロロメタン
指針値設定物質 （9物質）	アクリロニトリル，塩化ビニルモノマー， クロロホルム，1,2-ジクロロエタン， 水銀及びその化合物，ニッケル化合物， ヒ素及びその化合物，1,3-ブタジエン， マンガン及びその化合物
その他の有害大気汚染物質 （8物質）	アセトアルデヒド，塩化メチル， クロム及びその化合物，酸化エチレン， トルエン，ベリリウム及びその化合物， ベンゾ[a]ピレン，ホルムアルデヒド，

### (2) 測定地点数及び測定回数

測 定 地 点	測 定 回 数
全国標準監視地点 4地点（鹿児島市，鹿屋市，霧島市，薩摩川内市）	年6回（1回/2月）
地域特設監視地点 2地点（南さつま市，始良市）	年6回（1回/2月）

### (3) 実施機関

鹿児島県，鹿児島市

## 2 測定結果の概要

- (1) 環境基準が設定されている4物質については、全て環境基準を達成した(表1)。

表1 環境基準設定物質の調査結果 (単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	年平均値の範囲	環境基準
ベンゼン	0.47 ~ 0.84	3 以下
トリクロロエチレン	0.017 ~ 0.025	200 "
テトラクロロエチレン	0.015 ~ 0.037	200 "
ジクロロメタン	0.53 ~ 0.65	150 "

- (2) 指針値が設定されている9物質については、全て指針値以下であった(表2)。

表2 指針値設定物質の調査結果 (単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	年平均値の範囲	指針値
アクリロニトリル	0.0045 ~ 0.016	2 以下
塩化ビニルモノマー	0.0074 ~ 0.015	10 "
クロロホルム	0.12 ~ 0.14	18 "
1,2-ジクロロエタン	0.08 ~ 0.13	1.6 "
水銀及びその化合物	0.0016 ~ 0.0018	0.040 "
ニッケル化合物	0.00048 ~ 0.0013	0.025 "
ヒ素及びその化合物	0.00018 ~ 0.00054	0.006 "
1,3-ブタジエン	0.028 ~ 0.82	2.5 "
マンガン及びその化合物	0.00097 ~ 0.065	0.14 "

- (3) 環境基準等が設定されていない8物質については、平成27年度の全国の年平均値と比較して、同程度若しくはそれ以下であった(表3)。

表3 その他の有害大気汚染物質の調査結果 (単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	年平均値の範囲	平成27年度の全国の状況 <sup>(注)</sup>	
		年平均値	年平均値の範囲
アセトアルデヒド	1.3 ~ 2.2	2.2	0.52 ~ 12
塩化メチル	1.4 ~ 1.5	1.5	0.11 ~ 8.0
クロム及びその化合物	0.00051 ~ 0.0013	0.0048	0.00019 ~ 0.043
酸化エチレン	0.037 ~ 0.052	0.083	0.020 ~ 0.74
トルエン	0.94 ~ 5.5	7.6	0.49 ~ 52
ベリリウム及びその化合物	0.0000020 ~ 0.000010	0.000023	0.0000020 ~ 0.00040
ベンゾ[a]ピレン	0.000020 ~ 0.000063	0.00019	0.000018 ~ 0.0028
ホルムアルデヒド	1.0 ~ 1.4	2.6	0.95 ~ 7.2

(注) 「平成27年度の全国の状況」とは、環境省がとりまとめた平成27年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果である。